資料5

令和5年度
水管理・国土保全局関係
予算概算要求概要
（令和4年8月）より抜粋

1．流域治水

新規事項 流域治水関連法（特定都市河川の指定拡大）による流域対策の推進

○ 全国の一級水系・二級水系を対象に、特定都市河川の指定拡大を目指す。
○ 特定都市河川の指定後、速やかに「流域水害対策計画」※を策定し、流域の公共・民間によるハード・ソフトの取組を計画的に実行するため、都道府県による計画策定を支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体が共同して作成

背景・課題

○流域治水関連法に基づき、特定都市河川の指定を全国に拡大する必要。

○指定後、浸水被害防止区域、貯留機能保全区域、貯留浸透施設等、実効性の高い対策を含む流域全体の計画を策定するためには、流出・氾濫解析や関係者との協議・調整等、多大な調査・検討を要する。

特定都市河川の指定　全国の河川へ指定を拡大

▼

流域水害対策協議会の設置　目標設定、対策等の調査・検討

▼

流域水害対策計画の作成

計画期間／対策の基本方針／目標降雨／当該降雨が生じた場合の浸水想定／河川の整備／河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備／下水道の整備／公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備等／下水道のポンプ操作／浸水想定内の土地の利用／貯留機能保全区域の指定の方針／浸水被害防止区域の指定の方針／被害拡大の防止のための措置　等

関係者の協働により、計画に基づく「流域治水」を**本格的に実践**

新規事項

○全国の一級・二級水系を対象に指定候補と流域水害対策計画策定のロードマップを公表（数百河川程度）。

○流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県が行う「流域水害対策計画」の作成に要する調査・検討費用を支援。　※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

〈特定都市河川流域におけるハード・ソフトの取組イメージ〉

事　　務　　連　　絡
令和４年 11 月 28 日

北海道開発局　建設部　河川計画調査官　殿
地域事業管理官　殿
各地方整備局　河川部　河川調査官　殿
沖縄総合事務局　開発建設部　技術管理官　殿

水管理・国土保全局
治水課　流域減災推進室長

特定都市河川の指定候補の選定及びロードマップの公表に向けた検討等について

「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 31 号）」（以下「改正法」という。）が令和３年５月 10 日に公布、同年 11 月１日に全面施行され、改正法のうち、特定都市河川の指定を含む令和３年 11 月１日施行分の施行に当たり留意すべき事項等について、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（６ヶ月以内施行分）について（令和３年 11 月１日国都安第 49 号、国都計第 96 号、国都公景第 112 号、国水政第 82 号、国住参建第 2016 号）」（以下「施行通知」という。）により通知しているところである。

「流域治水」の推進においては、河川管理者が「流域治水」の実効性を高め強力に推進するための法的枠組みである特定都市河川の指定を先導し、流域一体となった浸水被害対策を定めた法定計画である流域水害対策計画に基づき、河川及び下水道の整備に加え、流域における貯留浸透対策や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等を全国の河川で展開することが重要である。

以上を踏まえ、河川管理者において特定都市河川に指定する候補河川を選定するとともに、これらの候補河川のうち、当面５年間で先行的に指定等を進める河川のロードマップについて、関係地方公共団体との協議の場等を活用して合意形成を図ることとし、下記のとおり適切に対応されたい。

また、管内の都道府県及び政令指定都市に本事務連絡を周知し、二級河川に係る提出分をとりまとめた上で、報告されたい。

記

１．指定候補の選定の基本的な考え方

特定都市河川を指定する河川の考え方は、施行通知により通知しているとおり、指定要件の全てに該当する河川の特定都市河川指定を進めていくこととしている。

洪水予報河川及び水位周知河川においては、「洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるもの」とされていることから、施行通知に示す指定要件のうち、「都市部を流れる河川」「著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ」に該当するものとみなし、別紙（ⅰ）

～（ⅲ）のいずれかに該当する河川であって、①年超過確率概ね 1/30 程度の降雨に対する家屋の床上浸水が想定される河川　又は　②内水対策が必要な河川である場合、特定都市河川の指定候補に選定することを基本とされたい。

また、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川についても、一級河川は国が、二級河川は都道府県がそれぞれ主導し、近年の豪雨等により流域内で家屋の浸水被害が発生している河川や既往の特定都市河川の検討に係る調査等において指定を検討するとした河川等について、別紙（ⅰ）～（ⅲ）のいずれかに該当することを含め、施行通知に示す指定要件の全てに該当することを確認した上で、指定候補に選定することを基本とされたい。

（参考：既往の特定都市河川の検討に係る調査）

令和３年８月 20 日付事務連絡「特定都市河川の検討に関する追加調査について（依頼）」

令和２年 11 月９日付事務連絡「河川流域の状況調査について（依頼）」

２．指定候補の提出等

「１．指定候補の選定の基本的な考え方」に基づき、別添様式「特定都市河川の指定候補の選定リスト」の作業要領に沿って、特定都市河川の指定候補となる洪水予報河川、水位周知河川及びその他の河川について様式に記入（様式に記載が無い河川は追加）し、下掲の期日までに提出されたい。

提出先	E-mail：doutani-k8310@mlit.go.jp　seita-e22b@mlit.go.jp 国土交通省水管理・国土保全局治水課　道谷、清田 Tel：03-5253-8455（直通／内線 80-35538、80-35684） ※管内の都道府県において作成された様式は、各地方整備局等においてとりまとめの上で提出すること。
提出期日	令和５年１月３１日（火）１７：１５

また、選定した指定候補は、関係地方公共団体へ共有されたい。公表は任意とする。

なお、国土交通本省では、各地方整備局等より提出された指定候補の個別河川毎の公表は予定していない。

指定候補の提出等に係るスケジュールは、下図の通りである。

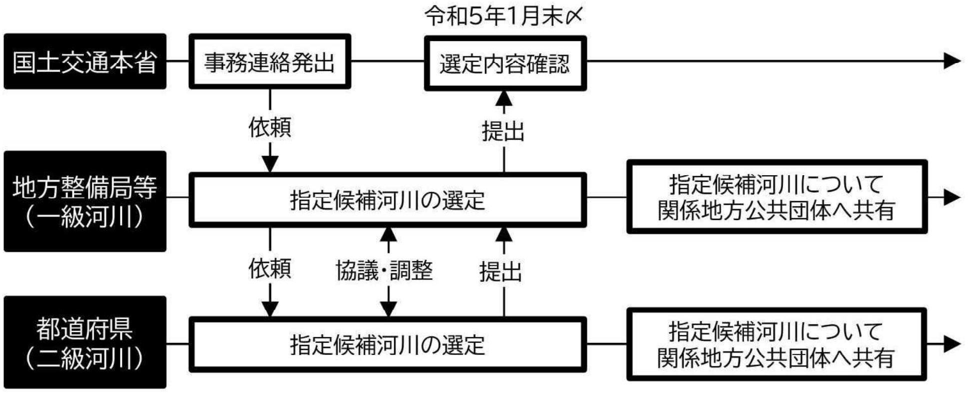

図　指定候補の提出等に係るスケジュール

３．ロードマップの公表に向けた検討等

「２．指定候補の提出等」により選定した特定都市河川の指定候補のうち、令和５年度を起点とした当面５年間で特定都市河川の指定及び流域水害対策計画の策定を進める河川のロードマップについて、当面５年間で指定及び計画策定の検討・調整を進めていく河川を選定し、令和５年度出水期を目途に、関係地方公共団体との協議の場等を活用して調整及び合意形成を図られたい。

当面５年間で特定都市河川の指定等を進める河川の選定に当たっては、河川管理者において指定の優先度※を考慮するとともに、各都道府県で少なくとも１以上の河川が含まれることを目安とされたい。関係地方公共団体との調整及び合意形成においては、当該河川の整備状況、事業計画、事業進捗の見通し及びその流域における浸水リスクについて共有し、指定の必要性や有効性の理解促進に努められたい。

※外水や内水による浸水の危険が高い河川、近年浸水被害が発生した河川、当面の河川整備後も浸水が残る河川、総合治水対策特定河川　等

なお、当面５年間で指定等を進める河川以外の指定候補についても、指定に向けて、関係地方公共団体との間で調整を図ることが望ましい。

ロードマップのひな形や公表時期等の詳細は、別途連絡する。

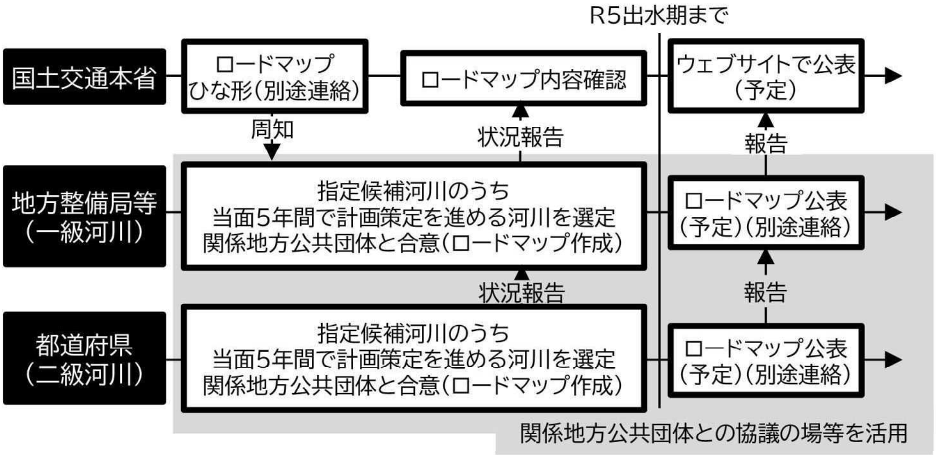

図　ロードマップの公表に向けた検討等に係るスケジュール

以上

別紙

（ⅰ）流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね５割以上であり市街化が著しく進展している河川

（留意事項）

・流域は集水域を越える氾濫域を含む

・氾濫域の範囲、可住地及び市街化されている土地の考え方は河川管理者において設定する

※氾濫域の範囲を決定する際の降雨は、流域水害対策計画の計画対象降雨を基本とするが、河川整備計画の目標規模降雨、計画規模降雨又は想定最大規模降雨とすることを排除するものではない

※「概ね５割以上」とは、過去の指定における考え方等を踏まえ、本事務連絡では 45%以上としている

※可住地及び市街化されている土地の算出に当たっては、参考資料「可住地及び市街化されている土地の算出方法」を参考とすることができるほか、既定の計画等において算出している場合はその算出時の考え方を踏襲すること等も考えられる

（ⅱ）接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川

（留意事項）

・以下のいずれかに当てはまる河川は該当するものとする

①既往の洪水で接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限によって流域内で家屋の浸水被害が発生している

②接続地点において水門・樋門等の逆流防止施設が設置されており、家屋の浸水被害が発生するおそれがある

③接続地点において逆流防止施設が設置されていない場合で、かつ、バック堤等の支川の合流点処理が未完成であり、家屋の浸水被害が発生するおそれがある

④接続地点において逆流防止施設が設置されていない場合で、かつ、接続先河川（本川）で計画規模降雨時の接続地点水位が計画高水位（H.W.L）を上回り、家屋の浸水被害が発生するおそれがある

（ⅲ）地形（狭窄部、天井川）や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川

（留意事項）

・以下のいずれかに当てはまる区間がある河川のほか、河川管理者において自然的条件により当面の河道整備による浸水被害防止が困難と判断する河川は該当するものとする

①狭窄部、岩盤、その他地形・地質上の課題があり、当面の河道整備による浸水被害防止が困難

②現況河床高が堤内地の地盤高よりも高く、当面の河道整備による浸水被害防止が困難

③河川やその周辺に国定公園、文化財、天然記念物その他貴重な自然環境及び景勝地等があり、当面の河道整備による浸水被害防止が困難

④河床が緩勾配であり海面潮位の変動が流下能力に影響を及ぼしている

参考

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第二条　この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。)であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限って指定するものをいう。

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（６ヶ月以内施行分）について（令和３年 11 月１日国都安第 49 号、国都計第 96 号、国都公景第 112 号、国水政第 82 号、国住参建第 2016 号)」抜粋

第一　特定都市河川浸水被害対策法関係

１．特定都市河川の指定要件の見直しについて（特定都市河川浸水被害対策法第１条から第３条まで関係）

（２）特定都市河川の指定

（前略）　特定都市河川の指定に当たっては、同法第２条の定義を踏まえ、「①都市部を流れる河川であって、②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもの」という①～③の３つの要件を総合的に勘案し、その全てに該当する場合に指定されたい。

①　都市部を流れる河川

都市部を流れる河川とは、市街化区域等（家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む）の人口・資産が集積した区域を流れる河川である。

②　著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれを有している河川とは、水防法第 14 条第１項及び第２項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象となる河川である。

③　河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難

個別の河川の整備状況、事業計画、事業進捗の見通しに加え、流域の市街化の進展の状況、当該河川が接続する河川の状況、当該都市部を流れる河川の周辺の地形の状況、それ

らの将来の見通しを踏まえ、河道又は洪水調節ダムといった従来の整備手法のみによる浸水被害の防止が費用対効果、技術的可能性、社会的影響等を勘案して困難な以下のいずれかに該当する河川である。

（ｉ）**流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね５割以上であり市街化が著しく進展している河川**

（ⅱ）**接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川**

（ⅲ）**地形（狭窄部、天井川）や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川**